SMEデジタル実装促進支援事業

2026年度支援事業　募集要項

目次

1.重要説明事項・・・

1.	「重要説明事項」（交付申請にあたっての注意点）

SMEデジタル実装促進支援事業（以下「本事業」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本事業は一般社団法人日本みらい推進機構（以下「当法人」）が設立した支援事業となり一般企業が行う民間支援金です。
   国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご留意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」）は、本事業の実施前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。
   審査の結果、採択が決定されると「交付決定通知書」が送付され支援金の交付対象としての実施が正式に認められます。
   また、支出行為は、銀行振り込み・クレジットカード決済・ビジネスクレジット（信販）にてご対応できます。

3. 交付決定を受けても、定められた期日までに支給申請書等の提出がないと、支援金は受け取れません。
   交付申請後、本事業を開始していただきます。完了後は取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を、定められた期日までに当法人に提出しなければなりません。なお、追加で当法人から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が当法人で確認できなかった場合には、交付決定通知書を受領していても、支援金を受け取れなくなります。

4. 本事業には支援金支給の条件がございます。
   当法人では本事業において、支援対象企業によるデジタル技術の導入・実装を通じ、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業成長につながる取り組みを支援します。
   実施にあたっては、各企業の業務内容や経営課題を踏まえ、デジタル技術の活用方法や実装内容を整理し、実際の業務への導入、運用および定着までを支援することで、継続的な業務改善につなげます。
   あわせて、DXの実装状況や活用状況、実施後の効果および成果に関する実績報告をもとに、取り組みの効果について調査・検証を行います。
   そのため、交付申請にあたっては、本事業の内容をご理解いただき、認定支援パートナーによる支援を受け、実施後の実績報告および調査にご協力いただける企業を対象とします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当法人に提出された交付申請企業（以下、「申請企業」）の個人情報については、当法人で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

① 本事業の適正な執行のために必要な連絡
② 状況を把握するための調査（事業終了後の効果実績調査を含む）
③ 事業実施後効果実績の把握
④ その他本事業の遂行に必要な活動

・また、当法人は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当法人所定の方法に基づき対応致します。
具体的な方法については、個別にご案内します。
（下記受付窓口までお問い合わせください。）
住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階
担当：SMEデジタル実装促進支援事業事務局
電話番号：03-4500-5376
E メールアドレス：nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com

2. 支援事業の概要

本事業の目的

SMEデジタル実装促進支援事業は、DX(デジタルトランスフォーメーション)化の推進に取り組む中小企業・小規模事業者等を対象に、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術を具体的な業務へ実装し、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化及び持続的な事業運営につなげることを目的とします。

本事業は、単なるITツールの導入や情報収集にとどまるものではありません。対象事業者が自社の現状を把握し、導入目的や活用方法を明確にしたうえで、必要なデジタル技術の選定、実装、運用及び定着までを段階的に進めることを重視します。

実施後は、DXの実装状況、業務への活用状況、業務改善や生産性向上等の成果を調査・評価し、今後の改善点や運用上の課題を把握します。これらの取り組みを通じて、各事業者における継続的な改善とデジタル活用の定着を後押しし、持続的な成長及び競争力強化につなげることを目指します。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日

支援対象期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 10 年 2 月 29 日

支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

本事業の対象事業者

本事業は、デジタル技術の活用を通じて、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化及び持続的な事業運営に向けたDXの実装に取り組む中小企業・小規模事業者等を対象とします。

対象となる事業者は、本事業の目的及び趣旨を理解し、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術を具体的な業務に取り入れ、業務効率化、価値創出及び競争力強化につながる取り組みを実施するものとします。

支援事業対象経費

本事業は、中小企業におけるDXの実装を通じて、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営を支援するものです。

本事業ではDXの実装を必須要件とし、対象事業者は、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、導入するデジタル技術、実装方法、実施体制および見込まれる効果等を事業計画書に記載するものとします。

支援金額は、事業計画書等の内容をもとに、DX実装の具体性、実現可能性、業務改善や生産性向上への効果等を総合的に確認し、当法人が定める基準に基づき決定します。

単なる知識習得や情報収集、検討段階にとどまる取り組みは対象とせず、デジタル技術を実際の業務へ取り入れ、業務改善や経営課題の解決につなげる取り組みを対象とします。

支援枠

・DX業務革新枠

本枠は、中小企業におけるDXの実装を通じて、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営を支援するものです。

対象事業者は、自社の業務プロセスや経営課題を整理し、導入するデジタル技術、実装方法、実施体制および見込まれる効果等を事業計画書に記載し、提出するものとします。

支援金の額は、最大1億円とします。

支援金額は、DX実装の具体性、実現可能性、業務改善や生産性向上への効果等を総合的に確認し、当法人が定める基準に基づき決定します。

なお、単なる知識習得や情報収集、検討段階にとどまる取り組みは対象とせず、デジタル技術を実際の業務へ取り入れ、業務改善や経営課題の解決につなげる取り組みを対象とします。

採択後は、事業計画に基づきDXを実装し、その実施状況、効果および成果について報告するものとします。

支援事業対象条件

本事業の認定支援パートナーによる支援、サポートおよび助言を受けながら実施するものとします。

3. 申請について

申請について

・本事業による支援を行う際は認定支援パートナーでの実施に限ります。

認定支援パートナーとは

本事業における認定支援パートナーとは、対象事業者が本事業を円滑に活用し、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、DXの実装に向けた取り組みを適切に進められるよう伴走支援を行う、当法人が認定した事業者を指します。

認定支援パートナーは、対象事業者の事業内容、業務状況、課題認識等を踏まえながら、DXに関する必要な知識の習得を支援するとともに、デジタル技術の活用方法や業務改善に向けた考え方を整理し、自社の実情に応じたDXの方向性や実装内容を具体化できるよう支援します。

また、本事業の趣旨や内容の説明、DXに関する情報提供および相談対応に加え、事業計画書の策定に必要な考え方の整理、実装内容の明確化、制度利用に必要な手続きの支援、取り組みの進行管理等を行います。

採択後は、事業計画書に基づくDXの実装状況や実施内容を確認するとともに、実装による効果および成果の整理を支援し、対象事業者が継続的な業務改善と運用定着に取り組めるよう、必要に応じた支援を行います。

これらの支援を通じて、認定支援パートナーは、本事業の適正な運用を支えるとともに、中小企業におけるDXの実装を促進し、その成果や知見を今後の継続的な事業活動や業務改善につなげる役割を担います。

審査基準について

本事業の審査基準は以下の通りとします。

・当法人の本事業についてご理解頂き、実施後の実績報告に協力いただける企業であること。

・交付申請書と見積り内容が合致していること。

注意事項

(1)審査および支援金の支給について

本事業には審査があり、不採択となる場合があります。また、事業の遂行にあたっては自己負担が必要となり、支援金は後払い方式となります。なお、認定支援パートナーは事業実施計画書を事前に当協会へ提出するものとします。

(2) 当法人が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当法人が本事業の実施状況等を確認するために必要な資料および情報等を求めた場合、当法人が指定する期日までに提供することに同意した上で、本事業へ申請するものとします。なお、申請企業は、認定支援パートナーを通じて当該資料および情報等を当法人へ提供することができるものとします。

(3) 不正受給について

虚偽申請、架空取引、事実の隠蔽等による不正受給は、法的措置および支援金の返還請求等の対象となる場合があります。

本事業への申請にあたっては十分にご留意いただき、万一、不正な申請や受給を持ちかけられた場合には応じることなく、速やかに当法人までご報告ください。

申請者

SMEデジタル実装促進支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

・ 認定支援パートナーよりフォーム及び見積り書、申請書を送付します。申請フォームの内容に沿って記入及び書類のアップロードをしてください。

・見積書、申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

(2) 郵送申請

・認定支援パートナーより見積もり書、申請書を送付します。

各書類の内容に沿って記入し、各書類のコピーをすべて同封し、下記宛先まで郵送してください。

・見積書、申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：SMEデジタル実装促進支援事業

電話番号：03-4500-5376

・申請手続き後、当法人で審査の上採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

交付決定対象者には交付決定通知書を合わせてお送りいたします。

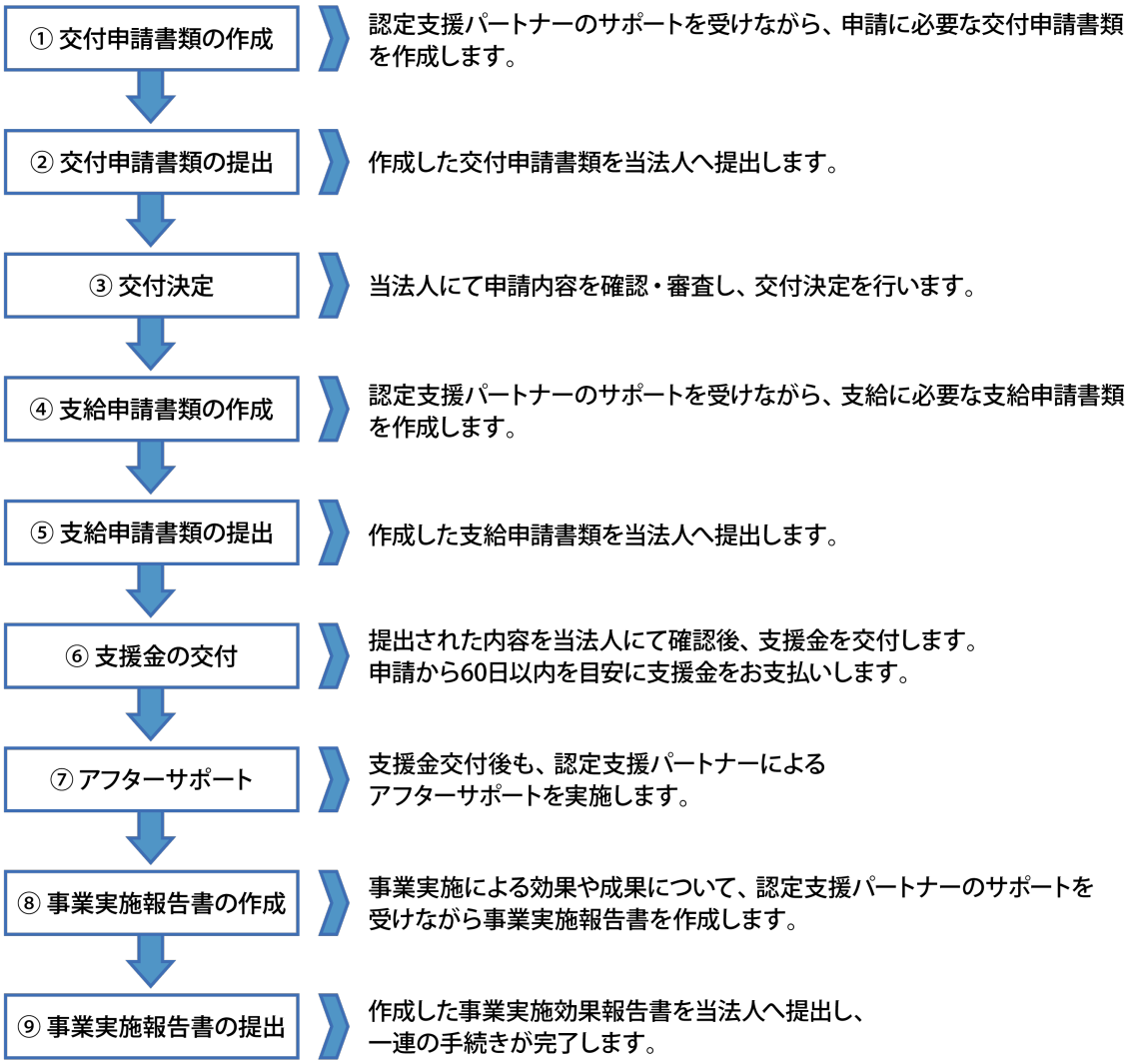
※不採択となった者にも申請方法に沿って電子メールにてご報告いたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

4. 申請から支援金支払いまでの流れ

本事業の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本事業では、令和10年2月29日）とします。

（例）令和 8 年 9 月下旬に決定の場合
（支援対象期間は令和 8 年 10 月～令和 9 年 10 月末日）
本事業をご利用いただく際は、まず認定支援パートナー「SMEデジタル実装促進支援事業」に関するお問い合わせをいただきます。その後、認定支援パートナーのサポートのもと、申請から実績報告、支援金の交付、事業実施後の効果報告まで進めていただきます。



支援金対応期間：2026 年 9 月 1 日 ～ 2028年 2 月 29 日
※支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間
又、対象企業への支給日に関して原則実施後約３カ月程度にて当法人より支給するものとします。
※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

5. 各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。
申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。
提出された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。
内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。
受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。
また、申請書類は当法人に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません。）受付期限中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。
締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。　ご提出いただいても受付できないことがありますので、ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気をつけください。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート
・認定支援パートナーより支援金調査レポートが発行されます。
本事業調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入ください。

申請に必要な証明書類
本事業の申請にあたっては、対象事業者が本事業の趣旨を理解し、DXの実装に向けた取り組みを具体的に進める意思および計画を有していることを確認するため、所定の証明書類をご提出いただく必要があります。　対象事業者は、認定支援パートナーを通じてDXに関する必要な知識を習得し、自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術を実際の業務に取り入れるための実装内容を明確にするものとします。申請時には、これらの内容を確認するため、認定支援パートナーが発行または確認した書類および事業計画書をご提出ください。

【提出が必要な証明書類】
本事業の申請にあたっては、DXに関する知識習得の状況、DX実装に向けた取り組み内容、事業計画の具体性および実現可能性を確認するため、以下の書類をご提出いただきます。

① DX実装確認書
DX実装確認書は、認定支援パートナーを通じてDXに関する必要な知識を習得し、対象事業者が本事業に基づくDX実装に向けた取り組み内容を確認したことを示す書類です。

本書類には、原則として次の事項が記載されるものとします。

・対象事業者名

・受講者名または担当者名

・認定支援パートナーとの確認実施日

・DXに関する知識習得内容の概要

・整理した業務プロセスまたは経営課題の概要

・DX実装に向けた取り組み内容の概要

・認定支援パートナー名

・認定支援パートナーの所属または登録情報

・発行日

・認定支援パートナーの署名または確認印

② 事業計画書

事業計画書は、本事業に基づき実施するDXの実装について、その目的、内容、実施体制、実装方法および期待される効果等を記載した書類です。

事業計画書は、対象事業者が自社の業務プロセスや経営課題を整理したうえで、デジタル技術をどのように業務へ取り入れ、業務改善、生産性向上、経営基盤の強化および持続的な事業運営につなげるかを明確にするために作成するものとします。

認定支援パートナーは、対象事業者の事業内容、業務状況、課題認識等を踏まえ、計画策定に必要な構成項目および検討事項を提示し、対象事業者はこれに基づき計画を取りまとめるものとします。 なお、事業計画書には、原則として以下の観点が含まれるものとします。

・現状の業務プロセスおよび経営課題

・DX実装の目的および方針

・業務へ取り入れるデジタル技術の内容 ・具体的な実装内容および実施スケジュール ・実施体制（担当者、役割等）

・業務改善、生産性向上、経営基盤強化に向けた効果

・期待される成果指標

・実装後の運用方法および定着に向けた取り組み

・今後の展開方針

これらの項目については一律の様式に限定するものではなく、事業者ごとの状況やDX実装の内容に応じて、 認定支援パートナーの確認により追加または調整される場合があります。

6. その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当法人または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、制度の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律 第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人 である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合

2.支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合

3.支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

4.支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行し、施行前に生じた事項にも適用する。

一般社団法人 日本みらい推進機構

TEL. 03-4500-5376

(受付時間 平日 10時～18時まで)